

令和5年12月定例会 教育長報告

◆ 12月の主な活動

- 8日 第1回総合教育会議（静岡庁舎）[教育長・委員]
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]

◆ 1月の主な予定

- 15日 校長会支部訪問（清水第五中学校）[教育長・委員]
- 15日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）[教育長]
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]

議案第25号

専決の報告及びその承認について

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、令和5年度補正予算（11月追加）案について専決したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文宣

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 内容 別紙の内容について「意見なし」とする。
- 2 提案理由 教育に関する事務に係る議案を作成する場合においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を聞かなければならないこととされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

令和5年度補正予算案について

令和5年度補正予算（11月追加）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年11月22日提出

静岡市長 難波喬司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 挿正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款一項一目)	補予算額	内 容 等
給与改定への対応			
教育総務課	給与費等	365,090	(事業内容) 納入改定による増額 ・教育総務課所管分 25,111 ・教職員課所管分 339,979
教職員課			【特定財源】国庫負担金(1/3) 108,132
教職員課	共済費	33,620	(事業内容) 納入総額増に伴う増額 33,620 【特定財源】諸収入 19

②

議案第26号

専決処分の報告及びその承認について

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市教育職員の給与に関する条例ほか2条例の一部改正について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内容 下記条例の一部改正について「意見なし」とする。
- ・静岡市教育職員の給与に関する条例
 - ・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
 - ・静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 2 提案理由 教育に関する事務に係る議案を作成する場合においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見をきかなければならないこととされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

②-1

令和5年度 給与改定に伴う条例改正について

(1) 令和5年9月20日に実施された人事委員会勧告に基づき、給与改定を実施する。

(2) 改定内容は次のとおり 【人事委員会勧告については、別紙資料のとおり】

○高等学校教職員及び管理主事・指導主事等の給与

- ・行政職月例給の平均1.01%引き上げを基本とした引き上げ
- ・期末手当・勤勉手当を0.10月引き上げ（再任用職員は0.05月）

○小中学校教職員の給与

- ・静岡県行政職月例給の平均0.84%引き上げとの均衡を基本とした引き上げ
※人事委員会勧告に基づき、静岡県の教育職給料表の改定状況を考慮
- ・期末手当・勤勉手当を0.10月引き上げ（再任用職員は0.05月）

(3) 給料表改正を行う当局所管の条例は以下のとおり。

○静岡市教育職員の給与に関する条例

○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

(4) 総務局所管条例の一部改正により対応するため、以下は当局所管の条例改正は予定していない。

○期末・勤勉手当の引き上げ：静岡市職員の給与に関する条例

○会計年度任用職員の給料表：静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(3)

報告第12号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和5年12月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- | | |
|--------|---|
| 1 内容 | 別紙のとおり |
| 2 報告理由 | 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。 |

05 静教教児第2272号
令和5年12月22日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮詢します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和6年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について
変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和6年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域に
ついて変更があるため。

特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立藁科中学校に新設し、静岡市立服織中学校（知）、静岡市立藁科中学校（知）及び静岡市立大川中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校、 <u>静岡市立藁科中学校</u> 及び <u>静岡市立大川中学校</u>	静岡市立服織中学校	静岡市立服織中学校
		<u>静岡市立藁科中学校</u>	<u>静岡市立藁科中学校</u> 及び <u>静岡市立大川中学校</u>

- (2) 静岡市立清水小島中学校に新設し、静岡市立清水興津中学校（知）、静岡市立清水小島中学校（知）及び静岡市立清水両河内中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津中学校	静岡市立清水興津中学校、 <u>静岡市立清水小島中学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内中学校</u>	静岡市立清水興津中学校	静岡市立清水興津中学校
		<u>静岡市立清水小島中学校</u>	<u>静岡市立清水小島中学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内中学校</u>

2 白閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立東源台小学校に新設し、静岡市立東豊田小学校（自・情）及び静岡市立東源台小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校 及び <u>静岡市立東源台小学校</u>	静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校
		<u>静岡市立東源台小学校</u>	<u>静岡市立東源台小学校</u>

(2) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水駒越小学校（自・情）、静岡市立清水三保第一小学校（自・情）及び静岡市立清水三保第二小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校、 <u>静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校</u>	静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校
		<u>静岡市立清水三保第一小学校</u>	<u>静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校</u>

(3) 静岡市立清水飯田小学校に新設し、静岡市立清水飯田小学校（自・情）及び静岡市立清水飯田東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田小学校及び静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田小学校	静岡市立清水飯田小学校
		静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田東小学校

(4) 静岡市立安倍川中学校に新設し、静岡市立末広中学校（自・情）、静岡市立城内中学校（自・情）、静岡市立安東中学校（自・情）、静岡市立安倍川中学校（自・情）及び静岡市立観山中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、 <u>静岡市立安倍川中学校</u> 及び静岡市立観山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校及び静岡市立安倍川中学校
		<u>静岡市立安倍川中学校</u>	<u>静岡市立安倍川中学校</u>

(5) 静岡市立西奈中学校に新設し、静岡市立東中学校（自・情）及び静岡市立西奈中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東中学校	静岡市立東中学校及び <u>静岡市立西奈中学校</u>	静岡市立東中学校	静岡市立東中学校
		<u>静岡市立西奈中学校</u>	静岡市立西奈中学校

(6) 静岡市立清水第六中学校に新設し、静岡市立清水第一中学校（自・情）、静岡市立清水第六中学校（自・情）、静岡市立清水第八中学校（自・情）、静岡市立清水袖師中学校（自・情）及び静岡市立清水庵原中学校の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、 <u>静岡市立清水第六中学校</u> 、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校
		<u>静岡市立清水第六中学校</u>	<u>静岡市立清水第六中学校</u>

(7) 静岡市立蒲原中学校に新設し、静岡市立蒲原中学校（自・情）及び静岡市立由比中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立由比中学校	静岡市立蒲原中学校、 及び静岡市立由比中学校	静岡市立蒲原中学校	静岡市立蒲原中学校
		静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校

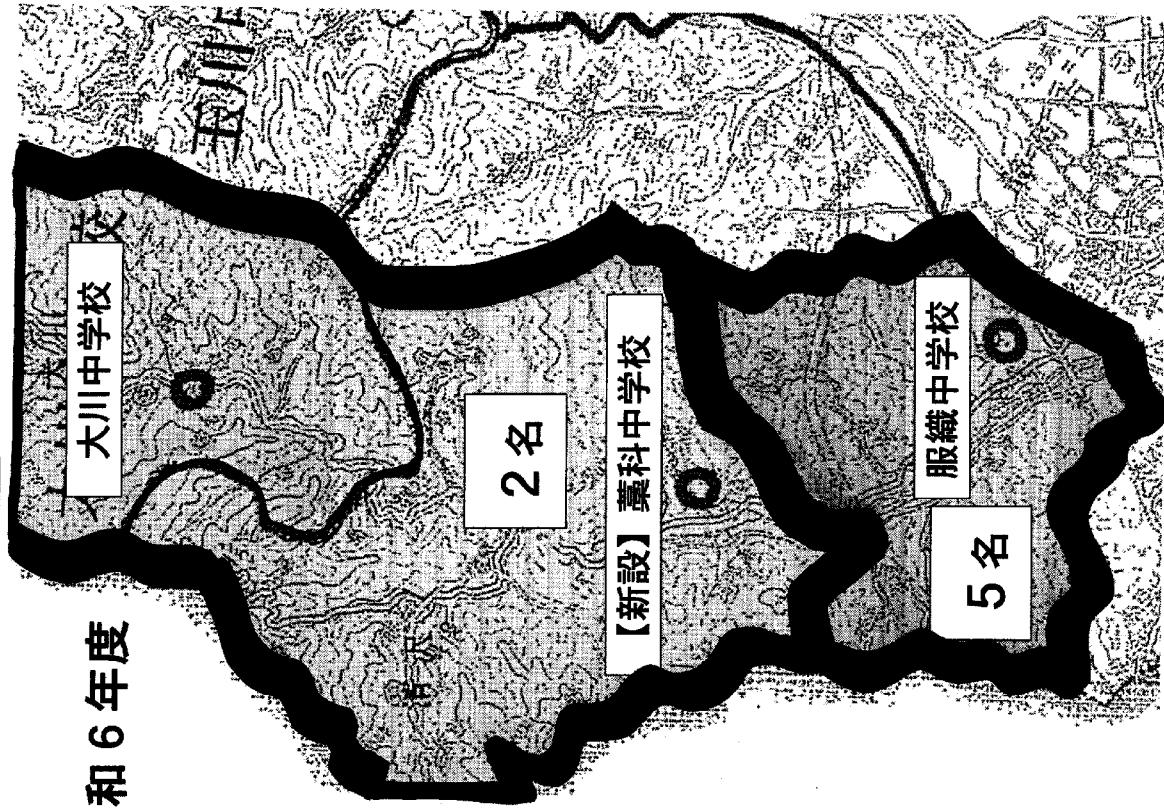
3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

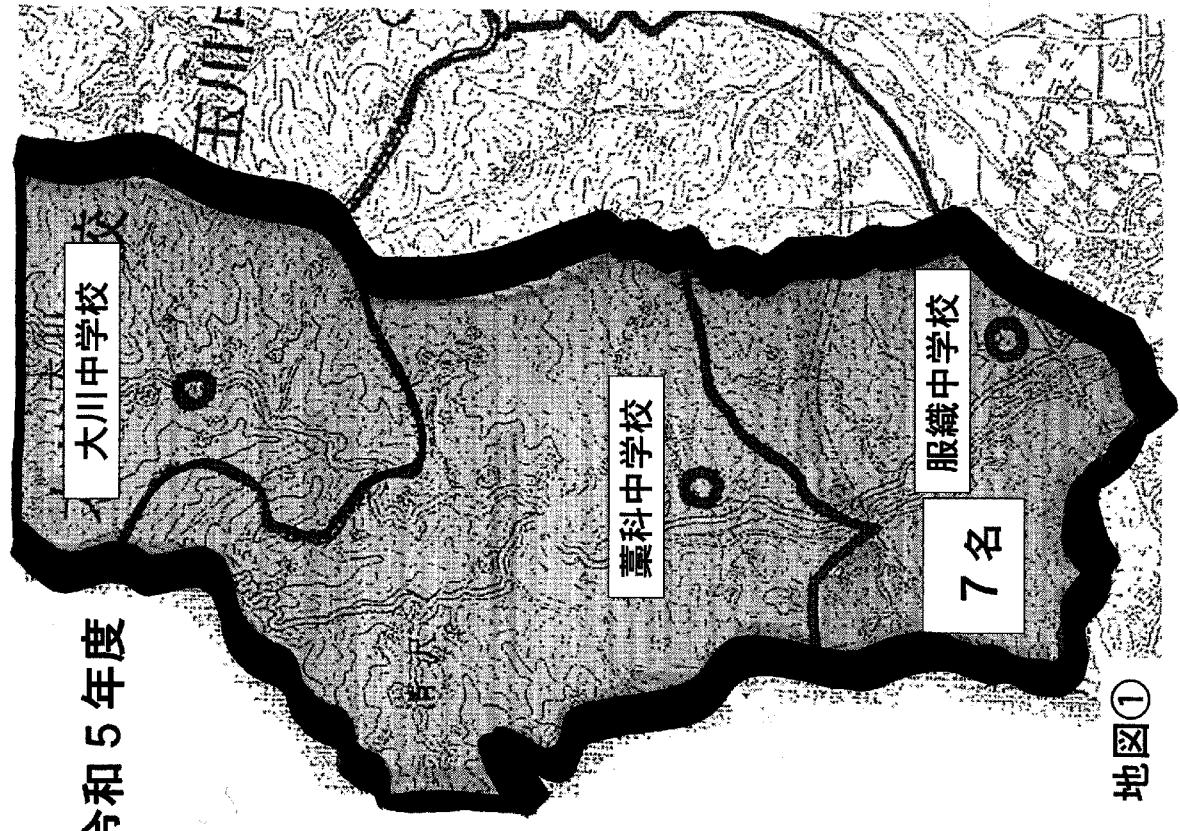
4 施行日 令和6年4月1日

藁科中（知）の新設

服織中（知）の通学区域から分かれる



令和 6 年度



令和 5 年度

地図①

清水小島中（知）の新設

清水興津中（知）の通学区域から分かれる

清水面河内中学校

清水小島中学校

6名

清水興津中学校

令和5年度

令和6年度

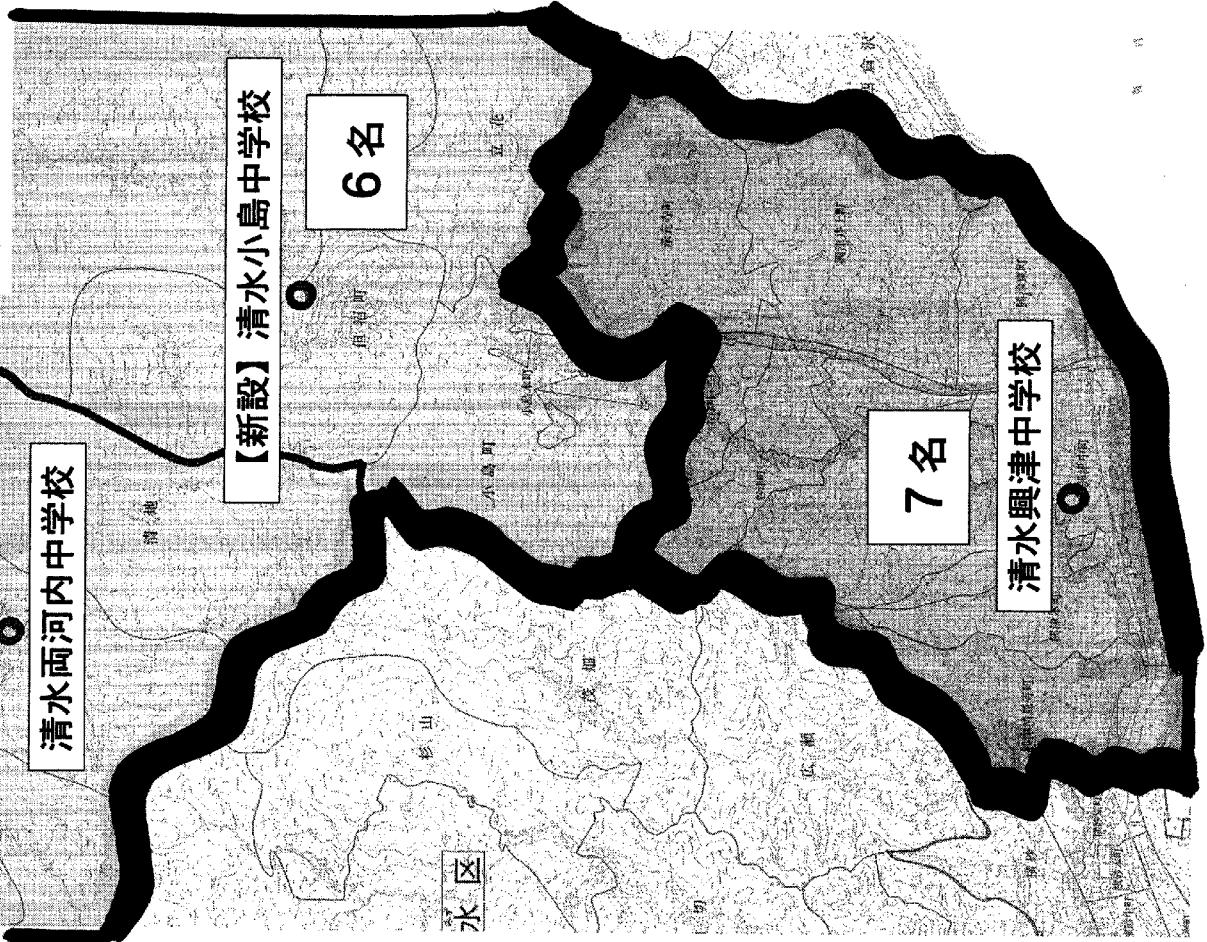
清水面河内中学校

【新設】清水小島中学校

6名

清水興津中学校

7名

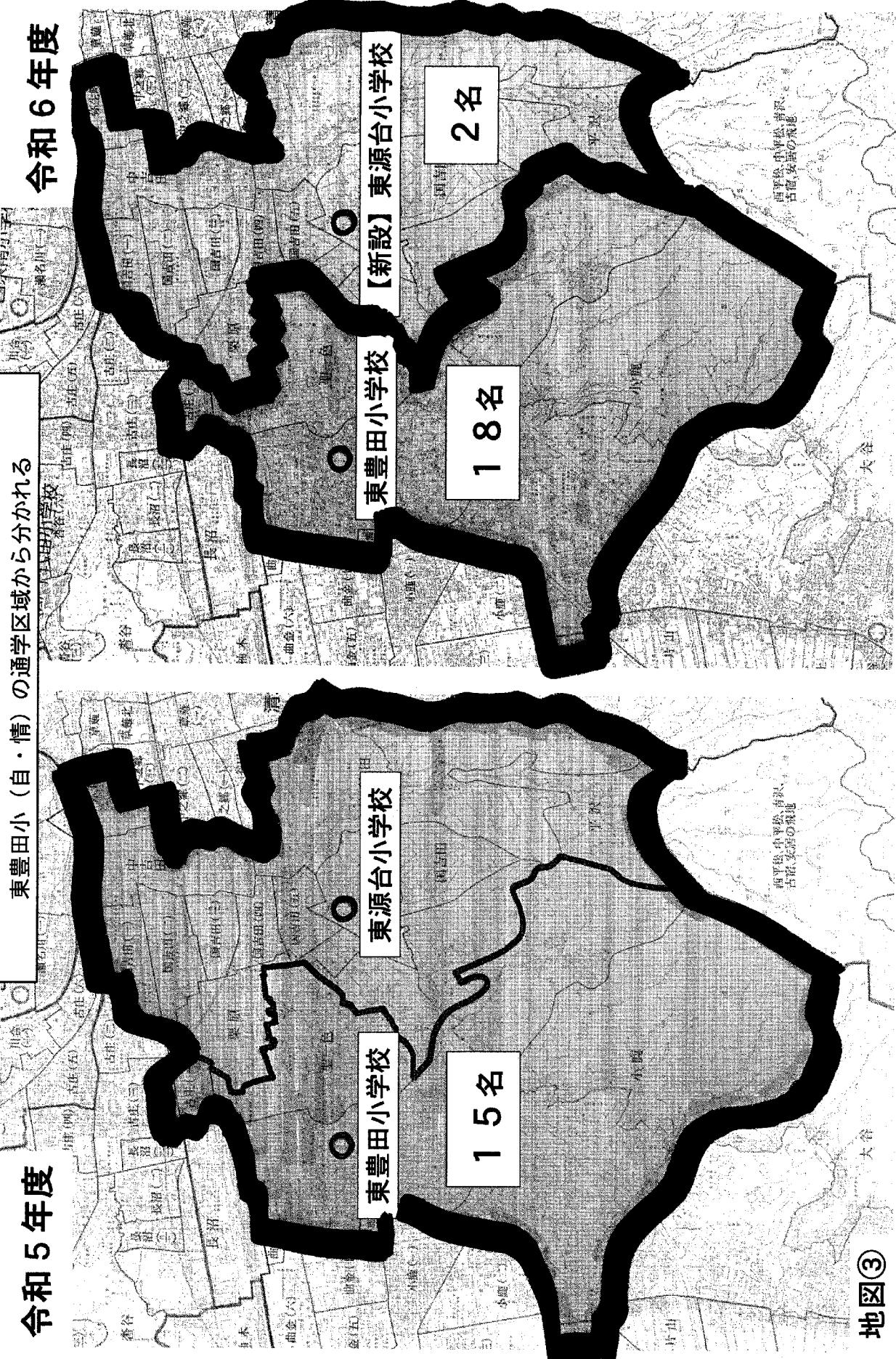


地図②

東源台小（自・情）の新設

令和 5 年度

東豊田小（自・情）の通学区域から分かれる



地図③

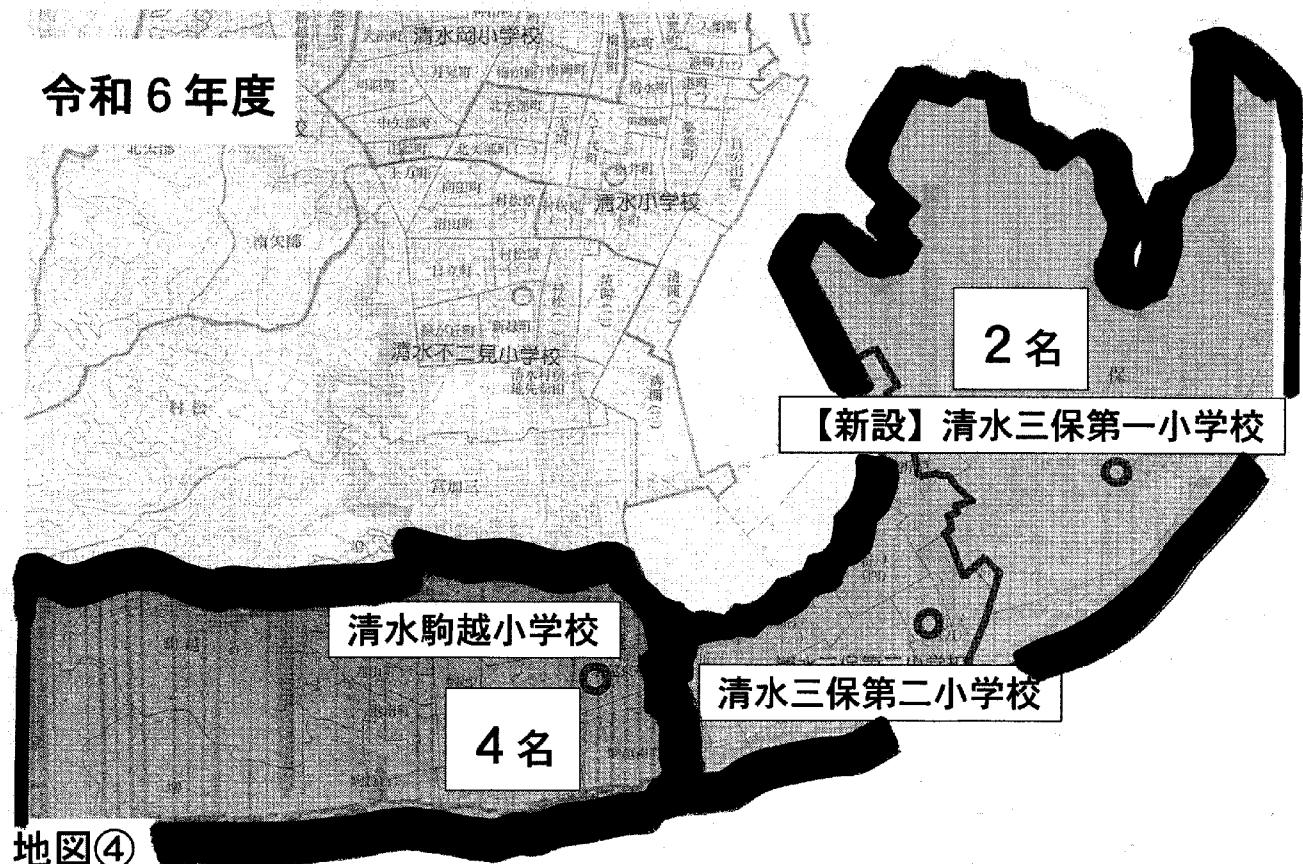
清水三保第一小（自・情）の新設

清水駒越小（自・情）の通学区域から分かれる

令和 5 年度



令和 6 年度



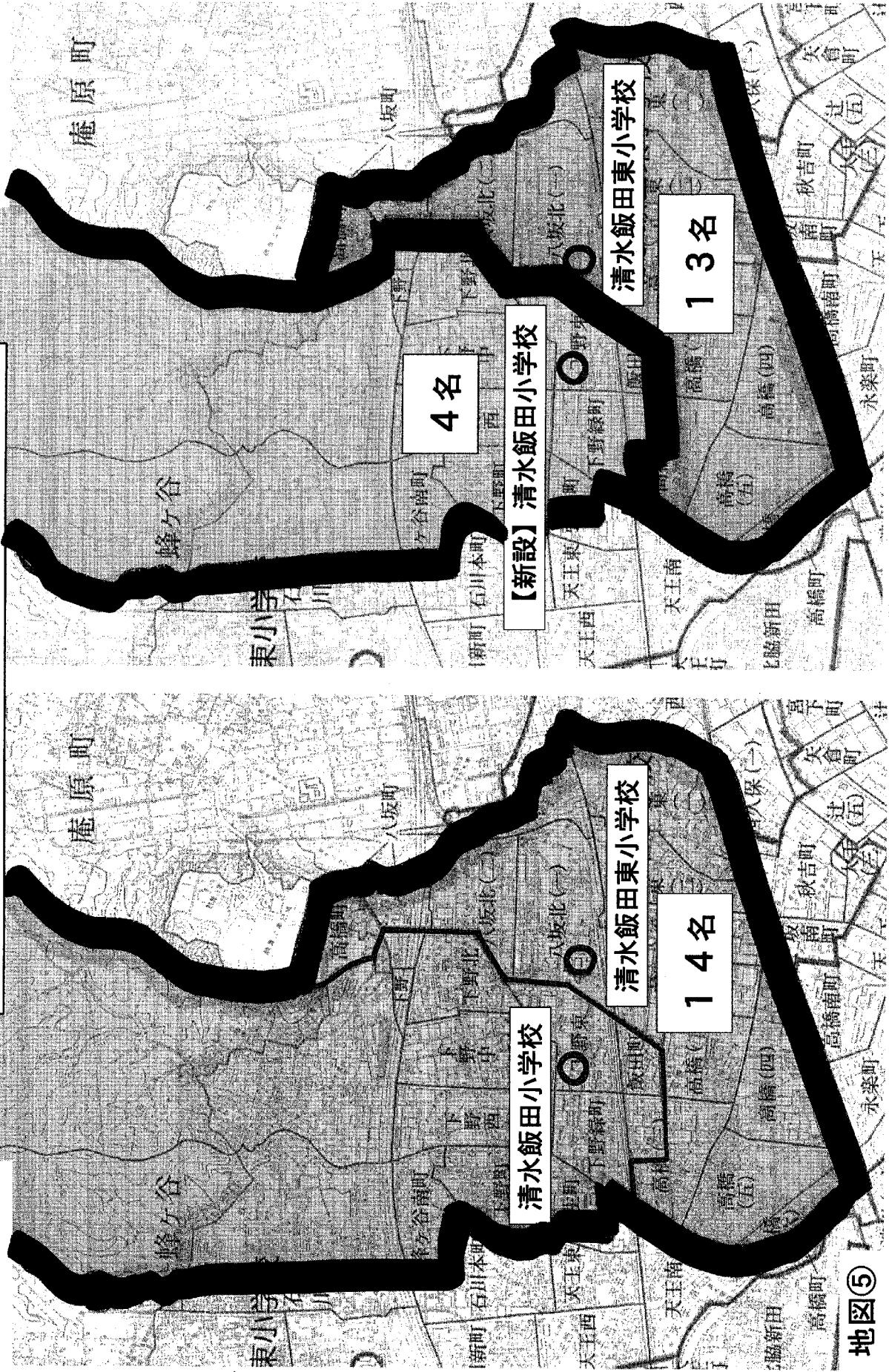
地図④

令和 5 年度

清水飯田小（自・情）の新設

清水飯田東小（自・情）の通学区域から分かれる

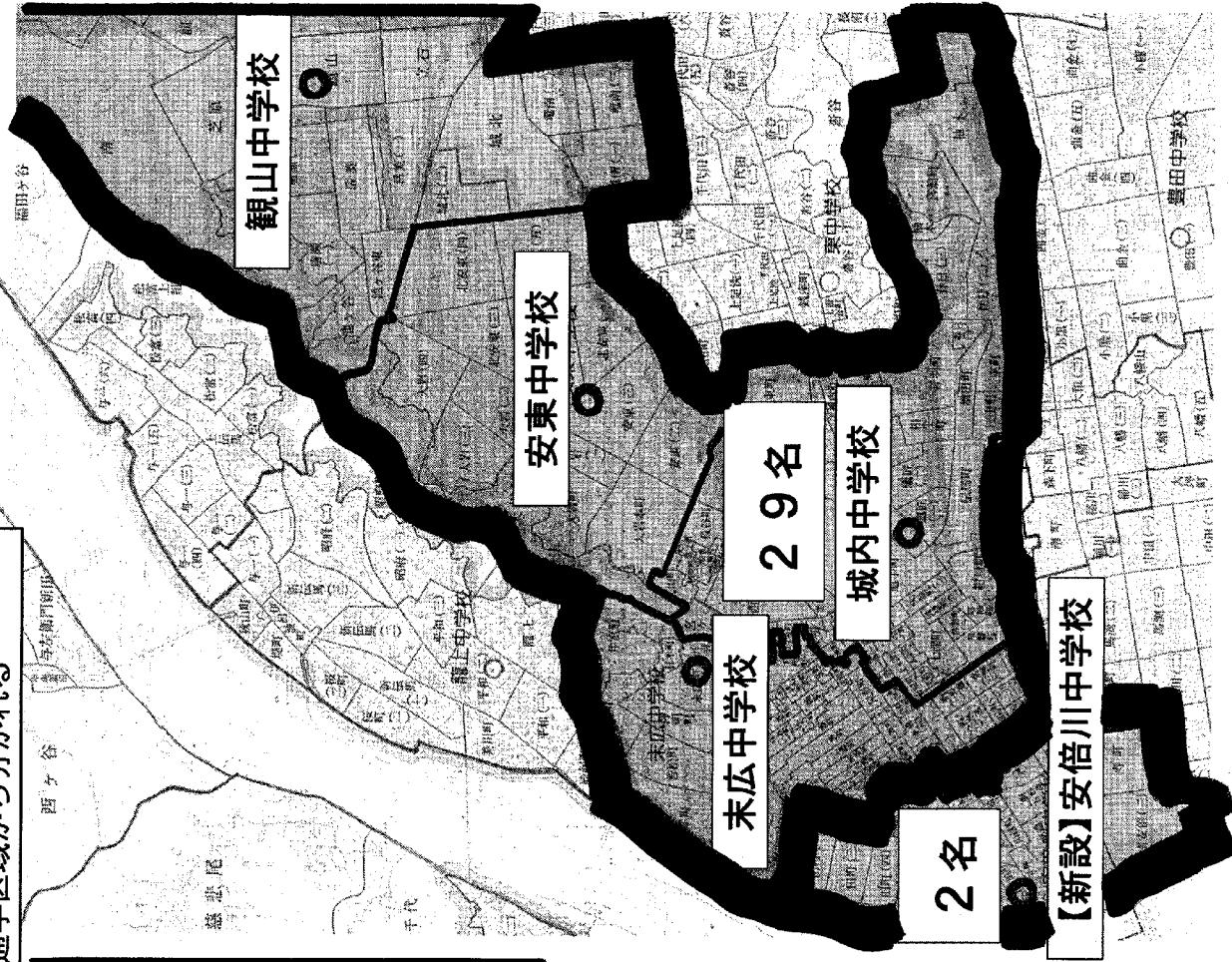
令和 6 年度



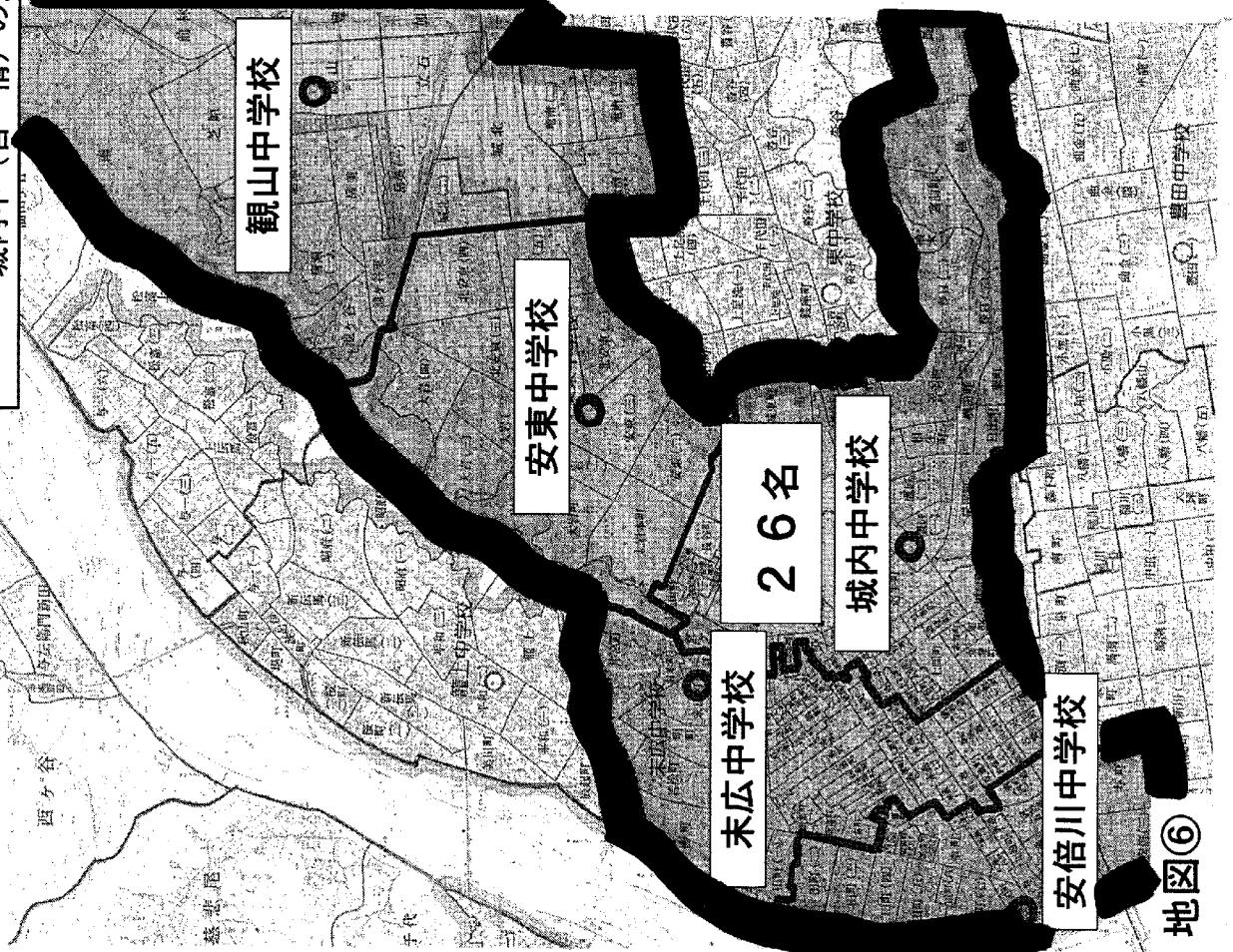
令和 6 年度

安倍川中（自・情）の新設

城内中（自・情）の通学区域から分かれる



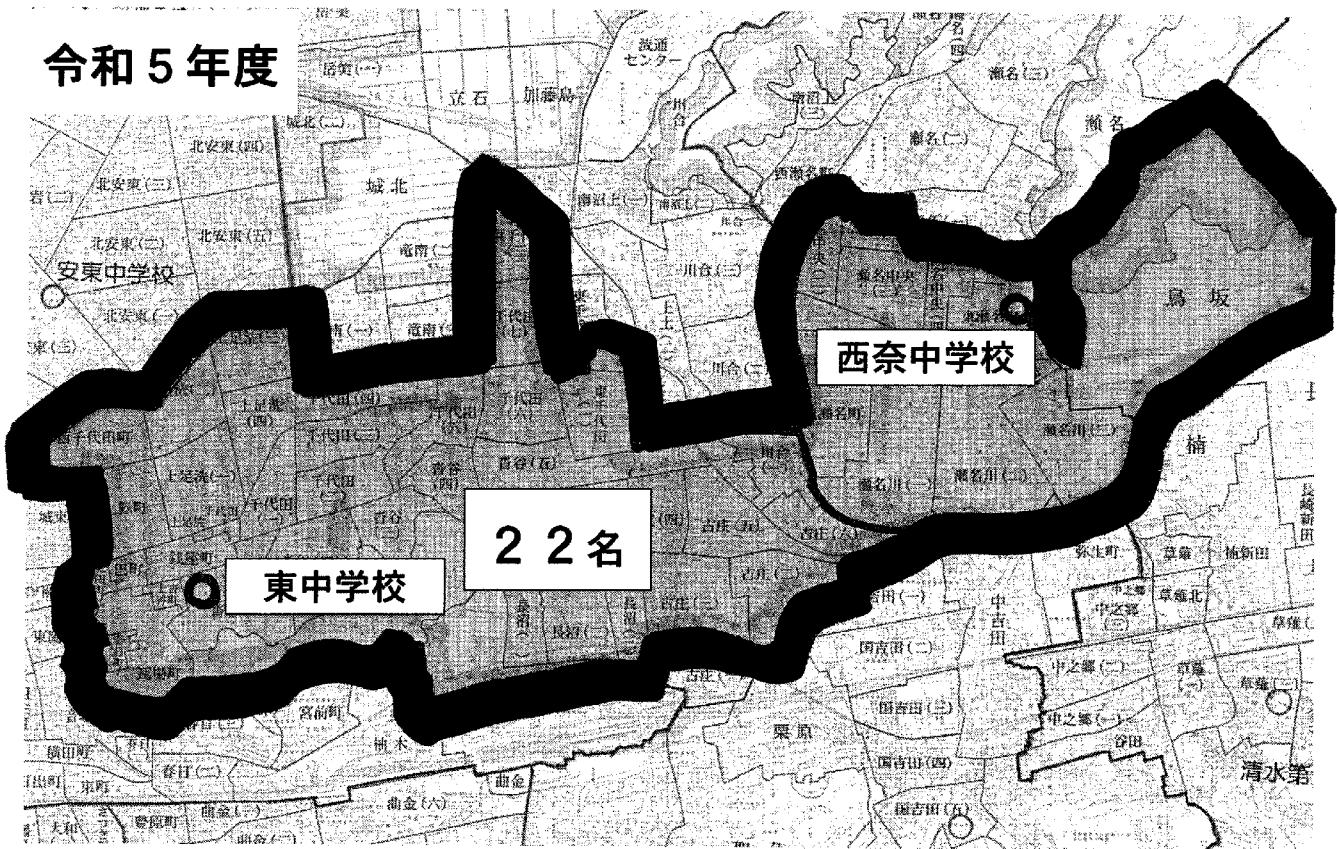
令和 5 年度



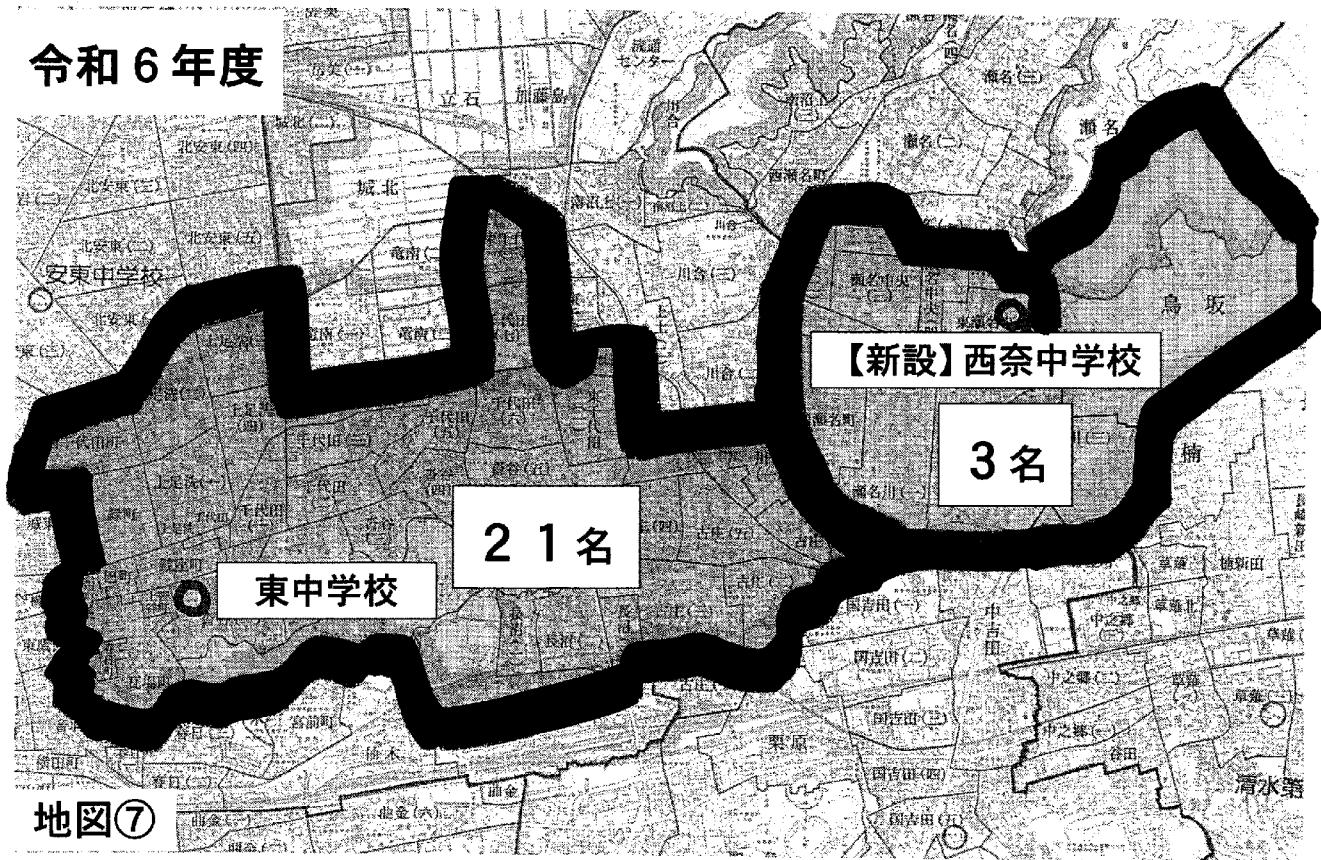
西奈中（自・情）の新設

東中（自・情）の通学区域から分かれる

令和5年度



令和6年度



地図⑦

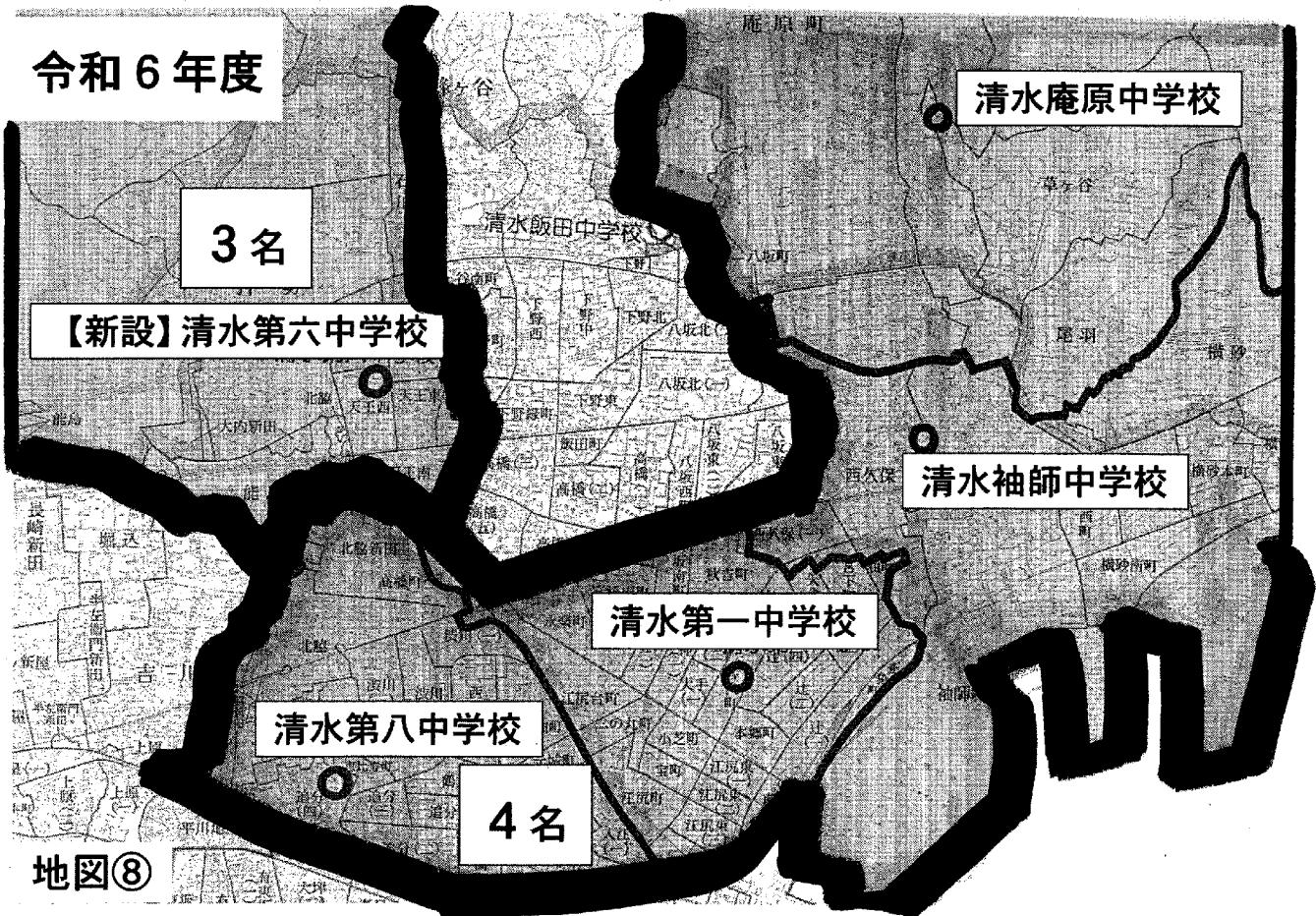
清水第六中（自・情）の新設

清水第八中（自・情）の通学区域から分かれる

令和 5 年度



令和 6 年度

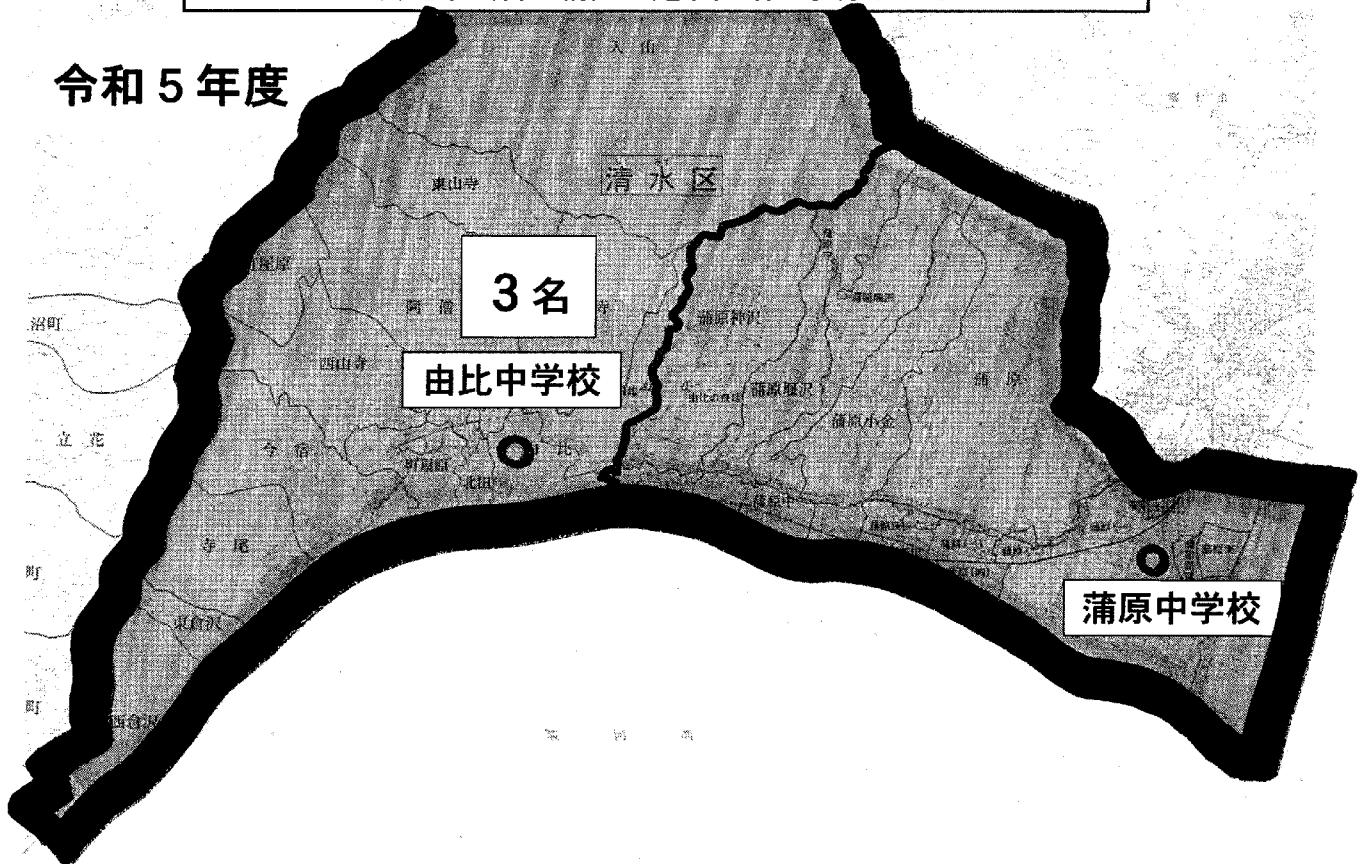


地図⑧

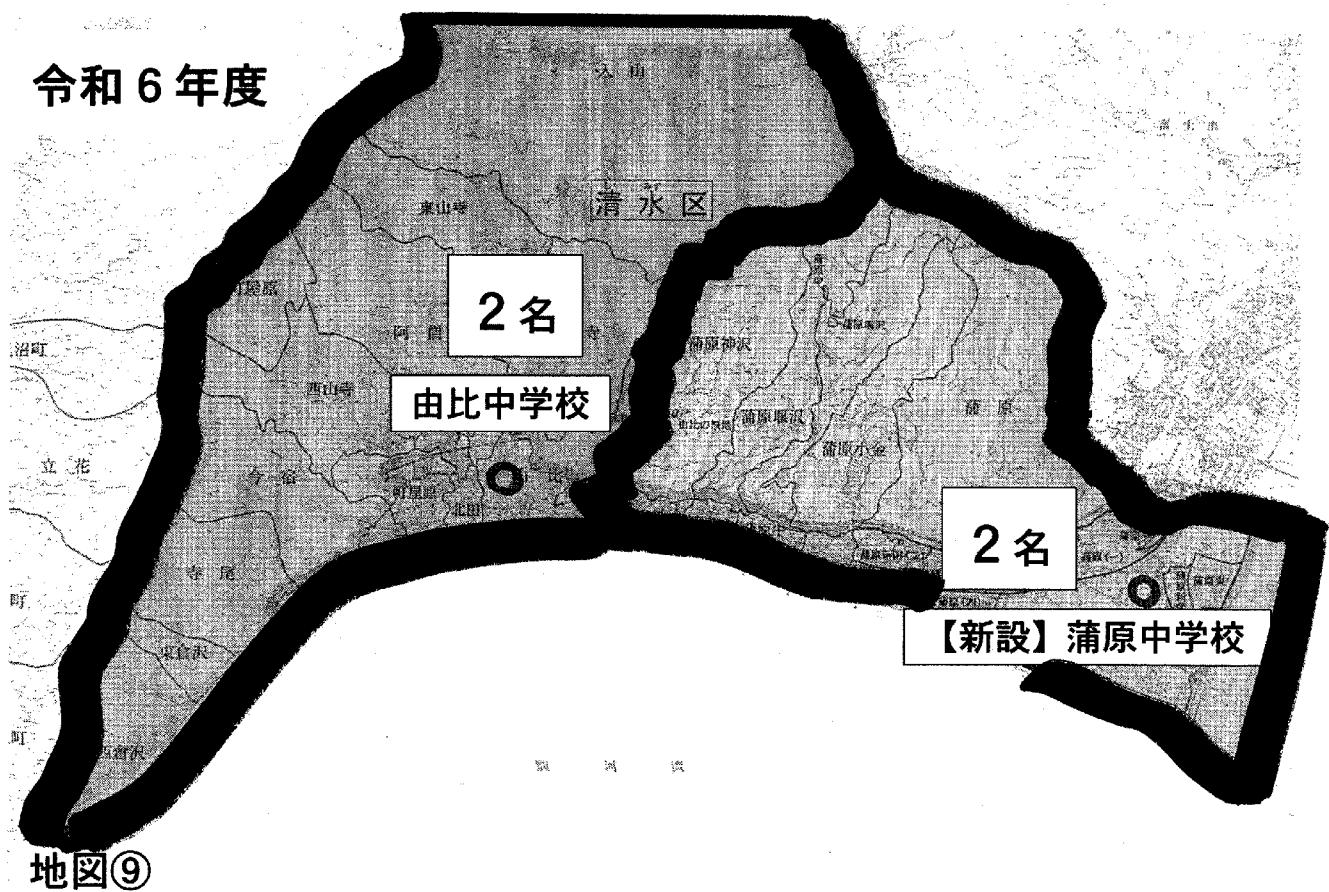
蒲原中（自・情）の新設

由比中（自・情）の通学区域から分かれる

令和 5 年度



令和 6 年度



地図⑨

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱（抜粋）

（通学区域の設定）

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

（指定学校の指定）

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

（指定学校の変更）

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第2（第4条関係）

1 知的障害特別支援学級

(2) 中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立服織中学校、静岡市立藁科中学校及び静岡市立大川中学校	静岡市立服織中学校
静岡市立清水興津中学校、静岡市立清水小島中学校及び静岡市立清水両河内中学校	静岡市立清水興津中学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

(1) 小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立東豊田小学校及び静岡市立東源台小学校	静岡市立東豊田小学校
静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水駒越小学校
静岡市立清水飯田小学校及び静岡市立清水飯田東小学校	静岡市立清水飯田東小学校

(2) 中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、静岡市立安倍川中学校及び静岡市立観山中学校	静岡市立城内中学校
静岡市立東中学校及び静岡市立西奈中学校	静岡市立東中学校
静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第六中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第八中学校
静岡市立蒲原中学校及び静岡市立由比中学校	静岡市立由比中学校